

諸手当の概要

住居手当の下記支給要件に該当すると思われる方は、令和7年3月6日（木）までに添付書類を郵送にて提出し、採用後速やかに総務事務システム（以下「SSC」という。）で申請入力してください。

※令和7年3月6日（木）までに新居が決定していない方は、決まり次第すみやかに必要書類を送付してください。（送付が遅れる旨の連絡は不要です。）

扶養手当の下記支給要件に該当すると思われる方は事前に添付書類を準備し、総務事務システム（以下「SSC」という。）で申請入力した上で、速やかに通送等にて総務サービス課福利厚生・認定グループに提出してください。（府立学校へ配属された方は、学校総務サービス課府立学校グループへ提出）

また、児童手当についても、大阪府で認定を行いますので、児童手当の下記支給要件に該当すると思われる方は事前に添付書類を準備し、SSC入力後、速やかに通送等にて総務サービス課福利厚生・認定グループに提出してください。（府立学校へ配属された方は、学校総務サービス課府立学校グループへ提出）

※通送…府庁の各機関を巡回する文書の送達便

※原則、通送又は郵送で提出してください。

- ・ 添付書類のうち住民票、戸籍謄本、戸籍記載事項証明書、所得証明書については、提出日の3ヶ月以内に発行されたもの（事実発生日の状況と相違ないもの）を提出してください。扶養手当等非支給証明書は、採用日（4月1日）以降に証明されたものを提出してください。
- ・ 住居手当、扶養手当及び児童手当について、採用日（4月1日）現在支給要件に該当している場合は、配属先でSSC入力をする際、入力補助シート及び添付書類を持参してください。（住居手当の添付書類は事前に郵送にて提出。） 自身でSSC入力をしていただきますので、忘れないよう注意してください。

- ・ 住居手当及び扶養手当については、4月1日付け新規採用者の場合は、必ず、採用日（4月1日）から15日以内（15日目が週休日又は休日の場合は翌開庁日）に届出をしてください。届出が遅れた場合には、4月中に認定されても4月分の手当は支給されませんので、注意してください。

また、4月1日以降新たに支給要件に該当する事実（出生等）が発生した場合（変更を含む）や支給要件がなくなった場合、**事実発生日から15日以内**に届出（変更）の手続をしてください。

もし、15日を過ぎて届出をされた場合、手当を受給できない月が生じる可能性があります。また、遡及して手当を返還していただくことがあります。

（児童手当の届出については、次頁参照。）

住居手当の支給要件 住居手当は、次の職員に支給されます。

借家・借間等の場合のみ

居住するための住宅を自らが借り受け、現に当該住宅に居住し、月額16,000円を超える家賃（共益費等を除く）を支払っている者

・職員が扶養している配偶者などの扶養親族（扶養手当の支給対象者）が借り受けた住宅に居住し、家賃を支払っている職員も対象となります。また、職員本人が未成年者であり保護者名義で住宅を借り受けている場合でも、職員本人が家賃を全額負担している場合は手当支給対象となります。

扶養手当の支給要件 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給されます。

次に掲げる者で、他に生計のみちがなく、主として職員の扶養を受けている者を扶養認定することができます。

- ① 配偶者（事実婚含む）
- ② 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- ③ 60歳以上の父母及び祖父母
- ④ 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- ⑤ 身体又は精神に著しい障がいがあり、かつ、終身労務に服することができないほどの状態にある者（親族関係がなくてもよい）

（次頁も必ずご確認ください。）

(注意) 次のいずれかに該当する者は扶養認定することはできません。

- ・民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている扶養義務者がある者

- ・恒常的な収入総額（※）が

日額 3, 612円（雇用保険法の基づく基本手当 等）

月額 108, 334円（給与収入、株取引等保有資産から生ずる収入 等） 以上である者

年額 130万円

※恒常的な収入とは、給与収入、年金収入（個人年金含む）、事業収入（営業所得・雑所得等）、保有資産から生じる収入等を指します。なお、ここでいう収入とは、税金や社会保険料等の控除前の収入額のことです。また、事業収入がある場合、税法上で控除できる経費でも扶養手当上は控除にならない経費もあります。

- ・父母のいずれかを扶養する場合、父母の収入の合算額が年額260万円以上である者

<参考>「年収の壁・支援強化パッケージについて」

パート・アルバイト等の給与収入がある方で、勤務先の人手不足による労働時間延長等により一時的に扶養認定にかかる収入の限度額を超過したときでも、勤務先が一時的な収入変動である旨を証明することで、被扶養者として認定できる場合があります。（R5.10.26 から）

児童手当の支給要件

児童手当は、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童（高校修了前の児童）を監護（養育）している方が支給対象となります。

公務員については、所属庁（大阪府）から支給します。

- ・児童手当については、届出をした日の属する月の翌月分から支給対象となります。4月1日付け新規採用者の場合は、必ず、採用日（4月1日）から15日以内に届出をしてください。
（前職が公務員の方で、前職の自治体で児童手当を受給されていた方は、4月15日までに届出をされ認定されれば、4月分の手当から大阪府で支給対象となります。また、「児童手当支給事由消滅通知書」を前職場で貰っていただき、写しをその他添付書類と共に提出してください。）

また、4月1日以降新たに支給要件に該当する事実（出生等）が発生した場合や支給要件がなくなった場合、**事実発生日から15日以内**に届出の手続きをしてください。

もし、15日を過ぎて届出をされた場合、手当の支給開始月が遅れたり、遡及して手当を返還していただくことがあります。

- ・居住地の市町村において児童手当を受給している場合（民間に勤務していた方等）は、児童手当受給要件消滅の届出（15日以内）が必要となります。手続きについて支給されていた市町村に確認してください。また、市町村で交付された「児童手当支給事由消滅通知書」の写しをその他添付書類と共に提出してください。
- ・児童手当の支給時期は、原則4月、6月、8月、10月、12月、2月の年6回です。

★ 複数の児童を配偶者と共同で扶養している場合は、どちらか一方でしか児童手当は受給できません。
児童を分けて、第1子は職員、第2子は配偶者というように受給を分けることはできません。
原則、前年の所得が高い方で支給を受けるようになります。

★ 毎年6月に現況届が必要です。

※諸手当全般に係る注意事項

必要書類が未提出のまま概ね1ヶ月を経過した届出や書類の不足又は不備が見受けられるまま概ね1ヶ月を経過した場合には、原則職員に差戻しを行います。

差戻しが行われた場合には、既に行っているSSCでの入力日を届出日として取り扱うことはできません。この場合、支給要件を確認できる届出書類の提出があった日を届出日として取り扱いますので、御了承願います。